

原子力災害について

＜提案・要望先＞ 内閣府，復興庁，経済産業省，文部科学省，原子力規制庁，環境省，観光庁，外務省，農林水産省

＜提案・要望内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から5年余りが経過したものの，依然，放射性汚染水への対応や河川・森林などの除染，指定廃棄物の処分問題など多くの課題により，国民は放射線に関する不安を抱えるとともに，風評被害も根強く残っている状況にあることから，国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要であります。

また，本県には，多くの原子力施設が立地し，地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから，国は，新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに，原子力防災対策についても，地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど，早急に支援の充実を図ることが必要であります。

つきましては，国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において，廃炉作業を安全かつ着実に進め，一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に，放射性汚染水については，絶対に海洋放出させないよう，国の責任において厳格に管理するとともに，早急に抜本的な対策を講ずること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において，幅広く疫学的な調査を実施するほか，「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域，準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに，放射線モニタリング調査の継続及びその結果の丁寧な説明など必要な対策を強化し，放射線に関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染に係る措置に対し，引き続き適切な支援等を行うとともに，市町村等が実施した除染の経費はすべて国が負担すること。

また，除染により発生した除去土壌の処分基準の策定や，河川や森林等における実効性の高い除染技術の確立など，除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000ベクレル/kgを超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。

イ 8,000ベクレル/kg以下に減衰した後の指定解除の仕組みやその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明すること。

ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北3県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

国のエネルギー政策における原子力発電の位置付けを早急に明確にし、国民に分かりやすく説明すること。

特に、東海第二発電所については、安全面からの検討を進めるとともに、UPZ圏内の昼間人口が約98万人にのぼること、運転開始から37年が経過していることなど、その置かれている状況や地元自治体及び地域住民の意見を十分に踏まえた上で、その取扱いについて国の考え方を早急に示すこと。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

また、本県の東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構について

は、我が国における原子力研究開発の中核的实施機関として、引き続き重要な役割を担っていくため、高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保に努めること。

(3) 原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図ること。

特に、原子力災害対策重点区域内については、モニタリング資機材の早急な整備やモニタリング要員の確保に万全を期すとともに、避難用バスや鉄道などの輸送手段、避難退域時検査に要する人員・資機材の確保について支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な財政支援措置を講ずること。

また、安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、地方公共団体の事情を聴取の上、住民が適時・適切に服用できるよう対応マニュアルの充実を図ること。

さらに、安定ヨウ素剤の事前配布後も、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法をマニュアルに明記すること。

併せて、安定ヨウ素剤の使用期限の延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における安定ヨウ素剤の配布、避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また、円滑な避難行動をとるには、放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、精度の高いシステムを構築するとともに、拡散予測の有効性について見解を統一すること。

さらに、試験研究用原子炉施設や再処理施設、加工施設、廃止措置に移行した原子力発電所などに係る原子力災害対策重点区域についての考え方を早急に示すこと。

(4) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出やプルトニウム溶液及び高レベル放射性液体廃棄物の固化・安定化処理を速やかに行うとともに、ガラス固化体の最終処分の取組を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に係る国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。